

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）  
（380）
2. 日時：令和4年2月14日 14時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、忠内安全管理調査官、江寄企画調査官、  
角谷主任安全審査官、建部主任安全審査官※、藤原主任安全審査官、  
宮本主任安全審査官※、伊藤安全審査官、土居安全審査専門職※、  
日南川技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋技術研究調査官

北海道株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全技術担当）、他7名

執行役員 原子力事業統括部長補佐 藪 正樹※、

執行役員 原子力事業統括部 原子力部長 牧野 武史、他7名※

## 5. 要旨

- (1) 北海道電力株式会社から、泊発電所3号炉の設置変更許可補正申請のうち、「防潮堤の設計方針」について、提出資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘等を行うとともに、今後、説明内容について引き続き確認することとした。

### <防潮堤の設計方針について>

- セメント改良土の目地における止水性能について、先行プラントにおける審査実績がないことを踏まえ、止水部やその固定部を再現したモックアップ試験を実施するなど、成立性に関する方針を整理して説明すること。
- セメント改良土へ津波が作用することによる洗堀等の止水性への影響について、セメント改良土の構築方法と強度の観点から踏まえ、耐津波設計方針において整理して説明すること。
- 防潮堤への漂流物の影響について、防潮堤前面に入構に使うルートや駐車場がある場合、車両（保安パトロール車含む）が漂流物となり得ることから、発電所での車両の緊急退避の運用を含め、耐津波設計方針において整理して説明すること。
- 防潮堤の平面線形形状を、屋外アクセスルートの乗り越え道路等の複数の項目を考慮した上で決定していることについて、津波防護の観点から設

定した項目の優先順位を踏まえ、当該形状とした合理的な理由を整理して説明すること。

- 防潮堤の平面的な屈曲部における三次元的な地震時挙動に対する影響評価方針について、整理して説明すること。
- 防潮堤の平面線形形状を現在の形状から変更することによるメリット・デメリットについて、発電所の運用上確保としている構内道路や海側のアクセスルート、新設する防潮堤の外側にある建屋の悪影響を含め、防潮堤の平面線形形状を確定する上で考えられる要素を漏れなく整理して説明すること。
- 例えば防潮堤と埋戻土との境界部におけるアクセスルートの通行性確保に関する方針など、防潮堤の位置、構造及び設計方針に影響を与える可能性があるものについては、個別条文への適合性に係る説明ではなく、防潮堤の構造・仕様及び設計方針の検討の中で整理して説明すること。
- 既存防潮堤を残置して道路として計画している部分は、津波により使用できなくなり、代替ルート（高台等の他ルート）により発電所までの参集が可能であるとしているが、外部からの支援を受けられる方針について、基準適合性の観点から整理して説明すること。
- 残置する既存防潮堤の耐津波設計に及ぼす影響検討フローにおいて、瓦礫や泥水による影響評価方針を具体的に説明するとともに、評価方針の妥当性を整理して説明すること。
- 残置する既存防潮堤の耐津波設計に及ぼす影響検討において、想定される影響の選定プロセスを示した上で、抽出された影響を網羅的に整理して説明すること。
- 新設する防潮堤の外側にある建屋が津波等によって倒壊し漂流物となった場合における新設する防潮堤への影響について整理して説明すること。
- 有効応力解析のモデルについて、既設護岸に役割を期待しないとする設計上の前提条件との整合性の観点で既設護岸等のモデル化方針の妥当性を整理して説明すること。

(3) 北海道電力株式会社から、(2) について了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症基本的対処方針の改定を踏まえた原子力規制委員

会の対応」(令和3年12月1日 第49回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

- (1) 泊発電所3号炉 防潮堤の設計方針について
- (2) 泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表(防潮堤の設計方針)
- (3) 泊発電所3号炉 ヒアリングにおける指摘事項に対する回答一覧表(防潮堤の設計方針)

以上